

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

特別養護老人ホーム楠清里苑
指定短期入所生活介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(名古屋市指定 第2370300820号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	8
6. 緊急時の対応について	8
7. 非常災害対策について	8

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要
2. 職員の配置状況
3. 契約締結からサービス提供までの流れ
4. サービス提供における事業者の義務
5. サービスの利用に関する留意事項
6. 損害賠償について
7. サービス利用をやめる場合（契約終了について）

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清里
(2) 法人所在地 名古屋市西区五才美町211番地
(3) 電話番号 052-501-7581
(4) 代表者氏名 理事長 堀場 章
(5) 設立年月 昭和62年9月21日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成14年7月15日指定
愛知県2370300820号
※当事業所は特別養護老人ホーム楠清里苑に併設されています。

- (2) 名称 特別養護老人ホーム楠清里苑指定短期入所生活介護事業所
(3) 所在地 名古屋市北区会所町73番地1
(4) 電話番号 052-902-7581
(5) 事業所長(管理者) 職氏名 施設長 平野 元大

(6) 運営方針 介護保険関係法令の趣旨に従って、施設は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般の介助(入浴・排泄・食事等)及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持を支援することをめざします。又、施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、担当介護支援専門員等、市町村、介護保険施設及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めてまいります。

- (7) 開設年月日 平成14年8月22日

- (8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～18時

- (9) 利用定員 19人と空床利用(併設特養定員の範囲内)

- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
多床室(4人)	26室	
従来型個室	35室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]歩行器・平行棒等
浴室	2室	機械浴槽、一般浴槽
医務室	1室	

☆居室の変更: ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	44名以上	44名
3. 生活相談員	2名	2名
4. 看護職員	3名以上	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	2名	1名
7. 医師（嘱託）	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 13:00～15:30 金曜日 15:30～16:30
2. 介護職員	A 勤 8:45～17:45 B 勤 7:30～16:30 C 勤 10:30～19:15 D 勤 16:30～翌10:30
3. 看護職員	A 勤 8:45～17:45

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

〔1〕介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費・食費を除き利用料金の通常9割または8割または7割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 居室の提供

- ・当事業所では、多床室（4人室）と従来型個室を提供します。

② 食事介助（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食：7:30～8:30 昼食：12:00～13:00
夕食：17:45～18:45

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条及び第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 滞在費

利用に際しての光熱水費等に相当する額

料金：1日あたり従来型個室1,231円／多床室915円

（基準費用額：介護保険負担限度額認定証による）

② 食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：朝食401円 昼食522円 夕食522円（基準費用額：介護保険負担限度額認定証による）

③ 日用雑費

日常生活において通常必要となる費用です。

料金：1日あたり500円

④ おやつ代

ご契約者に提供するおやつ代にかかる費用です。

料金：1日あたり100円

⑤ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。

⑥ その他

日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第 7 条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。又、機能訓練体制加算、夜勤職員配置加算Ⅰ、サービス提供体制強化加算Ⅲ、介護職員等処遇改善加算Ⅱが含まれています。）

《従来型個室》

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 7,797 円	要介護度 2 8,653 円	要介護度 3 9,552 円	要介護度 4 10,407 円	要介護度 5 11,252 円
2.うち、介護保険から給付される金額	7,017 円	7,787 円	8,596 円	9,366 円	10,126 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	780 円	866 円	956 円	1,041 円	1,126 円
4.滞在費	1,231 円（基準費用額）				
5.食費	1,445 円（基準費用額） （朝食 401 円 昼食 522 円 夕食 522 円）				
6.日用雑費・おやつ代	500 円（日用雑費） 100 円（おやつ代）				
7.自己負担額合計 （3+4+5+6）	4,056 円	4,142 円	4,232 円	4,317 円	4,402 円

《多床室》

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 7,797 円	要介護度 2 8,653 円	要介護度 3 9,522 円	要介護度 4 10,407 円	要介護度 5 11,252 円
2.うち、介護保険から給付される金額	7,017 円	7,787 円	8,596 円	9,366 円	10,126 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	780 円	866 円	956 円	1,041 円	1,126 円
4.滞在費	915 円（基準費用額）				
5.食費	1,445 円（基準費用額） （朝食 401 円 昼食 522 円 夕食 522 円）				
6.日用雑費・おやつ代	500 円（日用雑費） 100 円（おやつ代）				
7.自己負担額合計 （3+4+5+6）	3,740 円	3,826 円	3,916 円	4,001 円	4,086 円

*介護保険負担限度額認定証や介護保険負担割合証により、利用料が異なります。詳しくは、別紙の利用料金表をご確認下さい。

[介護予防サービス]

《従来型個室》

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 5,772 円	要支援 2 7,126 円
2.うち、介護保険から 給付される金額	5,194 円	6,413 円
3.サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	578 円	713 円
4.滞在費	1,231 円（基準費用額）	
5.食費	1,445 円（基準費用額） 朝食 401 円 昼食 522 円 夕食 522 円	
6.日用雑費・おやつ代	500 円・100 円	
7.自己負担額合計 （3+4+5+6）	3,854 円	3,989 円

《多床室》

要支援 1 5,772 円	要支援 2 7,126 円
5,194 円	6,413 円
578 円	713 円
915 円（基準費用額）	
1,445 円（基準費用額） 朝食 401 円 昼食 522 円 夕食 522 円	
500 円・100 円	
3,538 円	3,673 円

利用者送迎費用 片道 2,263 円（自己負担 227 円）＊介護職員等処遇改善加算Ⅱを含んでいます。

＊送迎の範囲は名古屋市北区及び西区です。その他の地域についてはご相談下さい。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画或いは介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆滞在費と食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。（下記参照）

☆長期利用者（自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者）については、所定単位数から 30 単位/日の減算とします。

◇当事業所の滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、滞在費・食費の負担が軽減されます。

☆滞在費及び食費のお支払いしていただく 1 日当りの利用料金は、次の通りです。（契約書第 5 条参照）

対象者		区分	滞在費（居住の種類により異なります）				食費
			多床室	従来型個室	ユニット型 個室多床室	ユニット型 個室	
生活保護受給者		利用者負担 段階 1	0 円	380 円	490 円	820 円	300 円
世帯全員 が市町村 民税非課 税	高齢福祉年金受給者						
	年金収入等※80 万円以下	利用者負担 段階 2	430 円	480 円	490 円	820 円	600 円
	年金収入等 80 万円超 120 万 円以下	利用者負担 段階 3 ①	430 円	880 円	1310 円	1310 円	1000 円
	年金収入等 120 万円超	利用者負担 段階 3 ②	430 円	880 円	1310 円	1310 円	1300 円
上記以外の方		利用者負担 段階 4	915 円	1231 円	1668 円	2006 円	1445 円

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋ その他の合計所得金額。

＊第 1 段階～第 3 段階の適用を受けるためには資産要件等があります。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 か月毎に計算しご請求しますので、原則として、翌月 27 日に指定口座から引き落としを行います。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食費相当額 日額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職氏名〕 生活相談員 山内 たか子

○受付時間 毎日 8:45～17:15

- 1 苦情解決責任者 平野 元大 （施設長）
- 2 苦情受付担当者 山内 たか子 （生活相談員）
- 3 第三者委員 （1）小林 麗子 Tel 052-521-0045
（2）加藤 幸雄 Tel 052-901-3786

（2）行政機関その他苦情受付機関

名古屋市役所 介護保険担当課	所在地 名古屋市東区桜1丁目14番11号 DPスクエア東桜8階 電話 052 (959) 2592 受付時間 8:45～17:15
国民健康保険団体連合会	名古屋市東区泉1-6-5 電話 052 (971) 4165 受付時間 9:00～17:00

6. 緊急時における対応について

利用中に事故が発生した場合は、契約者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、かかりつけ医などの医療機関へ情報提供など行い、適切に対応します。

7. 非常災害対策について

災害発生時には、消防計画書に基づき安全に避難ができる体制を備えております。防災設備は、火災報知器、スプリンクラー、消火栓等の消防設備を設置しております。また、年2回の防災訓練を実施しております。

8. 事故発生時の対応について

施設入所中に事故が発生した場合は、市町村、契約者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階
- (2) 建物の延べ床面積 6,047 m²
- (3) 事業所の周辺環境

名古屋市北部に位置し、市街地とは思えぬ静かな環境下にあります。又、幹線（41号線）沿いであり車でのご来苑に大変便利となっています。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護・看護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。 5名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

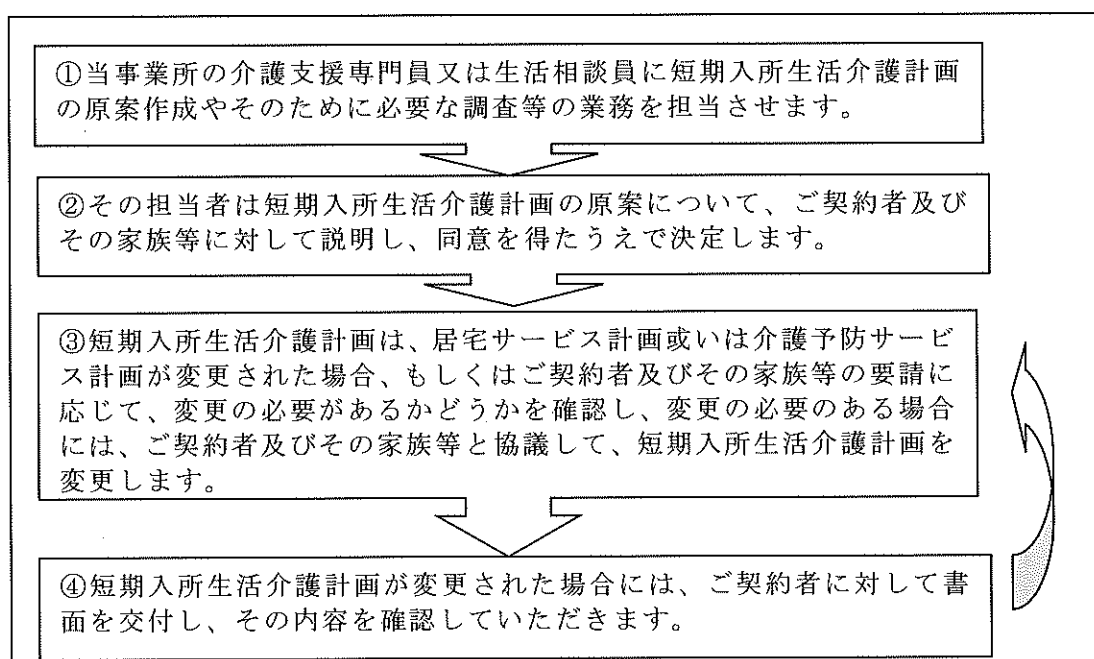
1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

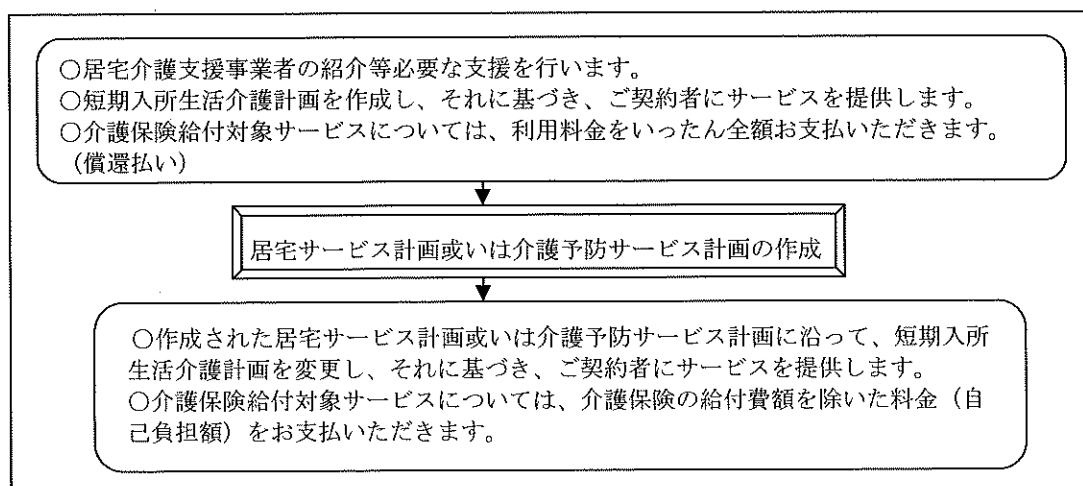
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画」或いは「介護予防サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

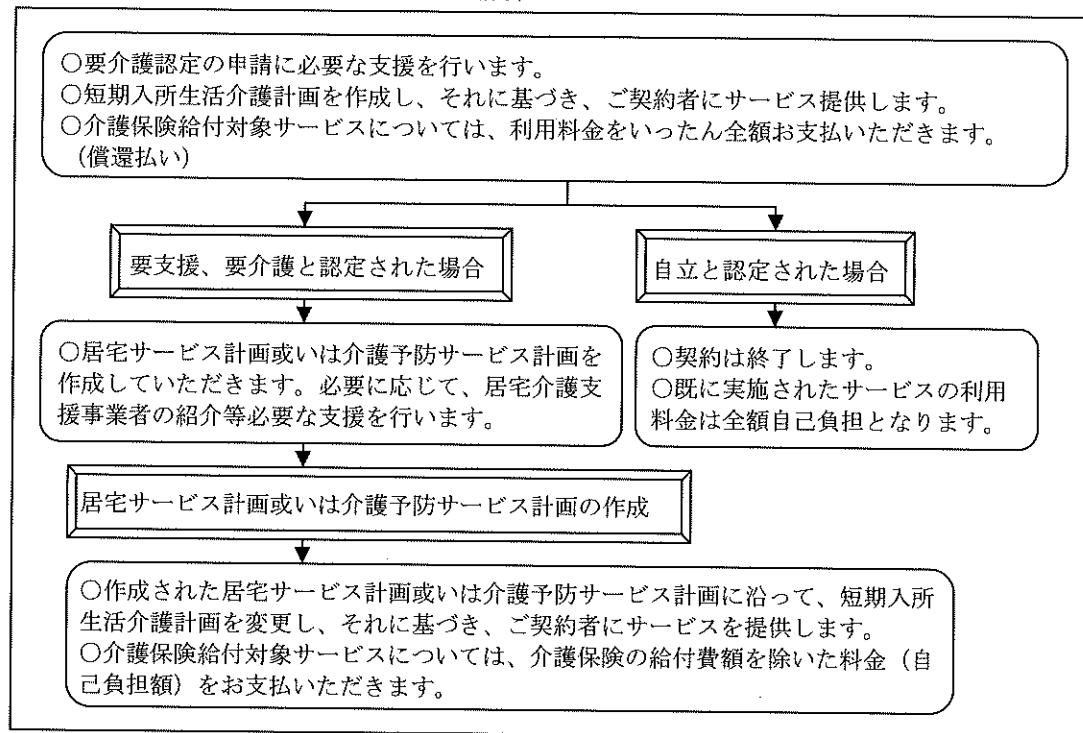


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画」或いは「介護予防サービス計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護（要支援）認定を受けている場合



②要介護（要支援）認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙 事業所内での喫煙はできません。ご協力下さい。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、ご契約者のかかりつけ医等があれば、継続的な診療を受けるよう勧めております。また、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	(医) 済衆館 済衆館病院
所在地	北名古屋市鹿田西村前 111
診療科	内科、外科、皮膚科、整形外科等

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	小塚歯科医院
所在地	西春日井郡豊山町豊場八反 1 0 7

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 16 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 17 条、第 18 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前(※最大 7 日)までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画」或いは「介護予防サービス計画」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第 16 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。